

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

(仮称)青森市子どもの権利条例

前文

第1章 総則

1条 目的
2条 定義
3条 責務

第2章 子どもの権利の普及

4条 広報及び普及
5条 子どもの権利の日
6条 学習等への支援

第3章 子どもにとって大切な権利

7条 子どもにとって大切な権利
8条 安心して生きる権利
9条 自分らしく生きる権利
10条 豊かに育つ権利
11条 参加する権利

第4章 生活の場における権利の保障

12～13条 家庭における権利の保障
14～19条 育ち学ぶ施設における権利の保障
20～23条 地域における権利の保障
24～27条 参加・意見表明の機会の保障
28条 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障
29～31条 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

32条 相談及び救済
33条 救済委員の設置及び職務
34条 救済委員の責務等
35条 救済委員の定数、任期等
36条 相談及び救済の申立て
37条 調査及び調整
38条 調査の対象外
39条 勧告等の実施
40条 是正等の要請
41条 報告及び公表
42条 活動状況の報告
43条 調査員及び相談員
44条 規則への委任

第6章 施策の推進

45条 施策の推進
46条 推進計画

第7章 子どもの権利の保障の検証

47条 権利委員会の設置等
48条 答申等及び市の措置

第8章 雑則

49条 委任

附則

1 施行期日
2 経過措置

前文

第1章 総則

1 目的
2 ことばの意味
3 基本的な考え方
4 大人の役割

第2章 子どもにとって大切な権利

1 安心して生きる権利
2 自分らしく生きる権利
3 豊かで健やかに育つ権利
4 意見を表明し参加する権利
5 互いの権利の尊重

第3章 子どもにやさしいまちづくりの進め方

1 権利の周知と学習支援
2 保護者への支援
3 育ちの支援
4 虐待等の取組み
5 子どもの権利保障の検証
6 子ども委員会議

第4章 子どもを守るための仕組み

1 相談及び救済
2 子どもの権利擁護委員会の設置など
3 委員会の仕事
4 申立てができること
5 委員会への協力
6 勧告や要請への対応
7 勧告や要請などの内容の公表
8 委員会に関する広報など
9 相談員

「青森市の条例」への「札幌市の条例など」の反映状況など

札幌市の第1章「総則」の「3条責務」、第3章「子どもにとって大切な権利」の「7条子どもにとって大切な権利」の内容を踏まえ、日進市、筑紫野市の例を参考に追加した。

・札幌市の第1章「総則」の「3条責務」、第4章「生活の場における権利の保障」の「12～13条家庭における権利の保障」、「14～19条育ち学ぶ施設における権利の保障」、「20～23条地域における権利の保障」の内容をコンパクトにまとめ、「4大人の役割」とした。
・記載内容は、日進市、筑紫野市の例を踏まえた。

・札幌市の権利内容を基本的に踏襲した。
「8条安心して生きる権利」、「1安心して生きる権利」、「9条自分らしく生きる権利」、「2自分らしく生きる権利」、「10条豊かに育つ権利」、「3豊かで健やかに育つ権利」、「11条参加する権利」、「4意見を表明し参加する権利」
・個々の権利の具体的内容については、青森市独自のスタイルにした。

札幌市の第4章「生活の場における権利の保障」の「28条子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」の内容も踏まえている。

札幌市の第4章「生活の場における権利の保障」の「24～27条参加・意見表明の機会の保障」の内容も踏まえた。

札幌市の第3章「子どもにとって大切な権利」の「7条子どもにとって大切な権利」の内容を記載した。

日進市、筑紫野市を参考に新たな章立てをした。

・札幌市の第2章「子どもの権利の普及」内容を踏襲した。
・権利の日は5月22日とした。（札幌市は11月20日）

札幌市の第4章「生活の場における権利の保障」の「29条～31条子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」の内容を踏襲した。

日進市を参考に、青森市の独自項目として追加した。

札幌市の第4章「生活の場における権利の保障」の「12～13条家庭における権利の保障」、「14～19条育ち学ぶ施設における権利の保障」の内容を踏襲するとともに、日進市の例を参考にした。

・札幌市の第6章「施策の推進」第7章「子どもの権利の保障の検証」の内容を踏襲した。
・推進計画としては、青森市子ども総合計画を位置付けた。
・検証組織として児童福祉専門分科会を位置づけ、新たな組織は作らないこととした。
・検証には、子ども委員会議も関与することとした。

・青森市の独自項目として追加した。
・地方自治法上の附属機関としては位置付けない。
・子ども委員会議の詳細は要綱、要領等で定める。

・救済委員の名称を権利擁護委員とした。
・名張市の例を参考に、独任制の機関ではなく合議制の機関として、子どもの権利擁護委員会を設置することとした。
・「5委員への協力」「8委員会に関する広報など」については、筑紫野市を参考に追加した。
・委員会の職務を補佐するため設置するのは、相談員のみとした。

・この内容は、青森市では第3章「子どもにやさしいまちづくりの進め方」の「2保護者への支援」に記載した。

・この内容は、青森市では、第1章「総則」の「3基本的な考え方」、「4大人の役割」に記載した。
・市外における子どもの権利保障の規定については、青森市では記載しない。

この内容は、青森市では第3章「子どもにやさしいまちづくりの進め方」の「1権利の周知と学習支援」に記載した。

この内容は、青森市では第1章「総則」の「3基本的な考え方」及び第2章「子どもにとって大切な権利」の「5互いの権利の尊重」に記載した。

・この内容は、権利の再掲となっていることから、青森市ではこの章をなくし、他章へ分散した。

・この内容は、青森市では第1章「総則」の「4大人の役割」に、コンパクトに記載した。

・この内容は、青森市では第2章「子どもにとって大切な権利」の「4意見を表明し参加する権利」に記載した。

・この内容は、青森市では第2章「子どもにとって大切な権利」の「1安心して生きる権利」に記載した。

・この内容は、青森市では第3章「子どもにやさしいまちづくりの進め方」の「5子どもの権利保障の検証」に記載した。